

償却資産（固定資産税）の評価・課税要綱

〔1〕 固定資産税の意義と性質及び課税の根拠

市税は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする費用をまかなうため、ご負担いただいています。この賦課徴収に関する法的な根拠は、基準法といわれる地方税法をうけて、主権者である市民の代表者で構成する市議会の自治立法権に基づいて制定された市税条例です。

固定資産税は、「土地・家屋・償却資産」という固定資産の所有者を納税義務者とし、それらの資産の「価格（適正な時価）」に応じて課税します。このことから、税の分類としては、財産税としての性格をもつ物税とされます。

課税の根拠としては、財産の保有という事実とその担税力を見いだしたものですが、固定資産には市が提供している道路や下水道などの都市基盤整備や防災などの各種行政サービスとの間に受益関係があるという応益性にも着目しています。なお、経済政策的な要請その他による各種の税負担を軽減する措置が設けられています。

固定資産税は、戦後における日本税制の基礎となった昭和25年のシャープ勧告に基づく地方税制の全面的な改正の一環として制度化されました。この勧告が目的の一つとしたのが地方自治の確立であり、なかでも住民に一番身近な自治体である市町村の独立した財政力の強化でした。そこで、それまでの地租及び家屋税並びに船舶税等を固定資産税としてまとめ、市町村の税源とされたものです。今日、船橋市における固定資産に係る税収は、市税収入全体の4割強を占め、住民税と並ぶ基幹的な税源となっています。

一般に地方税の原則として、税収の安定性や特定の地域に偏在しないという普遍性ととも、応益性を有することが好ましいとされています。なかでも税収の安定性という点を考えると、固定資産税は住民税のような国税に対する附加税ではない独立した税であることなどから、国政段

階の増減税や景気などの影響を受けにくい性質をもっています。これらのことから、固定資産税は地方自治体の税としては非常に適性が高く、諸外国の多くでも地方団体の主要な税源になっているとともに、地方分権を支える柱になると考えられます。

〔2〕 償却資産の評価と課税のしくみ

固定資産税は、毎年1月1日現在（賦課期日）に固定資産（土地・家屋・償却資産）が所在する市町村等が課税します。税額決定の算定基準となる課税標準額は、対象資産の「価格（適正な時価）」です。なお、固定資産税は償却資産を含めて、課税庁が賦課決定する制度になっていますので、その評価は原則として課税主体である市町村が行います。ただし、この評価については専門的技術的な性質をもっているとともに、市町村間や地域的な均衡を図るために、総務大臣が評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定めたものとして「固定資産評価基準」を作成・告示し、市町村長の価格決定はこの評価基準によらなければならないとされています。

評価方法としては、各資産の特質に応じて土地は売買実例価額、家屋は再建築価額、償却資産は取得価額を基準として評価する方法が採用されています。なお、償却資産の場合は、所得税や法人税における減価償却費の取扱いに基本的には準じる制度となっており、使用による資産価値の減価を考慮し、取得価額を基準に取得後の経過年数に応じた減価をさせることでその評価額を求めることとしています。

評価・決定手続きとしては、まず専門的な知識を有する固定資産評価員（同、評価補助員）が、法令と固定資産評価基準に基づき、実地調査などを行って評価します。市町村長は、この固定資産評価員が作成した評価調書に基づいて資産の価格を決定します。さらに、この決定した価格に基づいて税額等を算出し、これらの内容を固定資産課税台帳に登録するとともに公示し、各納税義務者に納税通知書を送付します。

固定資産税が課税される償却資産は、事業用の資産に限られますから、会社や個人で工場や商店などを経営したり、賃貸住宅などを貸し付けたりしている方が所有している構築物や機械、器具備品などが対象となります。これらは企業会計や税務会計などで一般に有形の減価償却資産と呼ばれているものの範囲とおおむね一致します。ただし、家屋や自動車及び軽自動車等は、他に地方税が課税されていますので除きます。また、営業権や特許権などの無形資産は、自治体のサービスとの受益関係が明確ではないことなどから対象としていません。なお、固定資産税における償却資産の評価は、国税における減価償却制度と比べ、その目的とするところや性質が違ふことから、減価率（固定資産税の場合は旧定率法のみ）の違い、圧縮記帳や租税特別措置法関連の特別償却の適用除外など、国税との取扱いに違いがあります。

一方、償却資産の場合は土地や家屋のような登記制度がないこともあって、課税団体となる市町村で資産の所有者及び所有する資産を個別に把握するのが困難です。このことから、所有者から申告いただくという申告義務制度を採用しています。ただし、償却資産の申告制度は、所得税や法人税のように税額を決定する権利を納税義務者に委ねている申告納税制度とは違い、あくまで課税団体である市町村が賦課決定するものであるため、この意味では償却資産の申告書は課税資料の提出ということにとどまります。この申告書には、毎年1月1日現在において市内に保有している資産の「名称・数量・取得時期・取得価額・耐用年数」等を記入し、1月31日までに提出いただきます。受理をした市では、まず申告内容が誠実に作成されたものとして尊重した上で、申告書の審査や実地調査等により公平な評価に努めます。こうして確定させた評価額を原則として課税標準額とし、これに税率（船橋市は標準税率の1.4%）を乗じて税額を決定します。なお、償却資産の免税点は課税標準額の合計が150万円となっており、これ未満であれば課税はされません。

〔3〕 償却資産における適正かつ公平な課税と納税者の信頼向上

租税において最も大切にされるべきことは納税者の信頼です。この信頼の土台となるのは適正性と公平性にあるといえます。さらに、その適正性と公平性は、第1に税制度そのものにおいて、第2に評価や課税、徴収などの税務行政の執行において、第3に税収の使われ方において担保されることが必要です。したがって、納税者がこの3つの要素を総合的に評価した結果がその租税に対する信頼の度合いになると考えられ、税負担をすることについて納得し、協力していただくことにつながります。同時に、その税制度が「簡素でわかりやすい」ことや、制度とその取扱いについての情報が十分に公開されているという透明性も重要な要素であると考えます。

船橋市においては、平成14年度に「固定資産税（償却資産）の評価・課税要綱」及び「償却資産に係る課税客体の照合調査要領」を制定し、適正かつ公平な課税実現のための本格的な取り組みをすすめてきました。また、納税者の自発的かつ適正な申告義務の履行を促すため、制度や関係法令等の周知努力とともに納税環境の整備を強めてきました。さらに、適正でない申告の是正や未申告者への申告の慫慂（しょうよう）とともに各種の調査を行い、適正性と公平性を高める努力を行ってきました。しかし、納税義務者及び課税客体の多さなどから、適正かつ公平な課税が十分に達成されたとはいえ、これらの総合的な努力を引き続き継続強化していく必要があると考えます。税の賦課徴収に従事する職員は、深くその職責を認識し、納税者からの税務行政への要請や信頼に応えうる努力を不断に積み重ねる必要があります。

〔4〕 「適正かつ公平な課税」にあたっての基本原則

租税は、憲法及び租税法律主義の大原則を踏まえながら、市税条例及び地方税法などの関係法令を適正に執行することが前提です。

同時に、償却資産への評価と課税は、財産税の一種とされる資産保有課税という性質及び申告制度を採用していることに適合するものとして、1) 適正及び公平、2) 客観性と明瞭性、3) 現況主義に基づく実地調査、4) 秘密保持、5) 納税者の誠実性の推定及び権利利益の尊重、6) 税務行政の透明性の原則等に留意しながら適正に執行するものとし、なお、「固定資産評価基準」によっても資産の区分や取得時期、取得価額等が明確にならないなどの評価が困難なケースについては、国及び県の助言、並びに長年にわたる経験と蓄積をもとに詳細な「評価要領」を定めている東京都や横浜市の取扱い等を参考に船橋市自身で適切な判断を行います。

調査は、適正かつ公平な評価及び課税のために行うものですが、帳簿調査や対物照合調査、さらに質問を含む総合的な調査が可能で、償却資産に係る制度その他についての説明や指導も同時に行える納税義務者との対面による実地調査を基本に各種調査を組み合わせで行うものとします。また、調査等の実務上の指針として、別途「償却資産に係る実地調査要領」を定めます。

[5] 自発的な適正申告と適正かつ公正な課税実現に向けた方策

1. 納税者及び関係団体等に対し、償却資産の申告及び評価に関する法令解釈や手続きについて、納税者の視点に立った的確な周知と啓蒙、申告相談窓口の設置や関係団体への説明会の開催、問い合わせ及び相談への迅速かつ的確な対応、「Q&A」やホームページの充実など、税務行政全般の透明性と公開の推進、並びに申告受け付け窓口の拡充、電子申告の導入、納税者の利便性向上などの環境整備を推進します。
2. 更正・決定等の除斥期間（5年間の遡及課税や還付）を含めた関係法令の適正な執行に努めるとともに、個人情報保護と守秘義務の厳守、納税者の正当な権利利益及び賦課内容に関する不服がある場合における救済制度の周知などを通して、納税者の理解と信頼が得られる税務行政をめざします。
3. 納税者の自発的な適正申告の実現に努めることを基本に、申告内容が適正でないと思われる場合（過少・過大とも）には的確な調査と指導により申告内容の修正を促し、

適正な決定を行います。なお、調査は公平性ととも効果と効率を考慮し、「高額・悪質」なケースを重視・優先させ、税の遁脱（ほだつ）や回避を意図した不申告や虚偽申告、調査への非協力等に対しては厳正に対処します。

4. 未申告・不申告の納税者については、庁内及び税務署をはじめとする他の官公署における公簿の閲覧や反面調査を含めてその把握に努め、申告の慫慂を強めます。
5. 評価・課税業務に従事する職員は、税務のプロとしての自覚をもち、専門知識の修得に励みながら、評価の精度向上とともに担当者間に取り扱いその他の不均衡を生じさせないよう研修や係員間の打ち合わせに努めます。同時に、租税一般及び一般教養などの幅広い見識と素養を身につけ、「全体の奉仕者」としての公共的精神を備えた税務職員をめざします。
6. 庁内関係部署や他の市町村、国や県との一層の協力・連携関係を強めるとともに、課税自主権にもとづく固定資産税制度そのものの改善や事務運営の効率化など、税制度全般に対する信頼の向上及び固定資産税制度の維持発展に役立つ努力を強めます。

以上、納税者の固定資産税（償却資産）制度への理解と信頼の度合いを高め、自発的な適正な申告と納税義務の履行を実現するために、また、償却資産の評価・賦課業務に従事する職員の執務指針とするために本要綱を定めます。